

総社市告示第121号

総社市ひとり親世帯臨時特別給付金支給事業実施要綱（令和2年総社市告示第84号）の一部を次のように改正する。

令和2年12月11日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「追加条項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(給付金の支給等)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>前項の規定にかかわらず、基本給付の支給を受けている又は申請している者に対して、同項第1号により算出した額（以下「基本給付（再支給分）」という。）を1回に限り支給する。</u></p> <p>(児童扶養手当受給者に対する基本給付の支給の申込み等)</p> <p>第4条 市は、児童扶養手当受給者に対し、<u>基本給付（基本給付（再支給分）を含む。以下次条までにおいて同じ。）</u>の支給の申込みを行うものとする。</p> <p>2 略</p> <p>3 市長は、<u>第1項の支給の申込み後、速やかに支給を決定し、児童扶養手当受給者に対し、基本給付を支給するものとする。ただし、前項の届出があったときは、この限りでない。</u></p> <p>(児童扶養手当受給者に対する基本給付の支給の方式)</p> <p>第5条 児童扶養手当受給者に対する市による基本給付の支給は、第1号に掲げる方式により行うものとする。ただし、児童扶養手当受給者が令和2年6月分の児童扶養手当又は給付金の支給に当たって指定していた口座を解約等しており、かつ、基本給付の支給に支障が生じるおそれがある場合に限り、第2号に掲げる支給方式を、児童扶養手当受給者が金融機関に</p>	<p>(給付金の支給等)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>(児童扶養手当受給者に対する基本給付の支給の申込み等)</p> <p>第4条 市は、児童扶養手当受給者に対し、基本給付の支給の申込みを行うものとする。</p> <p>2 略</p> <p>3 市長は、<u>市長が別に定める日までに前項の届出がないときは、速やかに支給を決定し、児童扶養手当受給者に対し、基本給付を支給するものとする。</u></p> <p>(児童扶養手当受給者に対する基本給付の支給の方式)</p> <p>第5条 児童扶養手当受給者に対する市による基本給付の支給は、第1号に掲げる方式により行うものとする。ただし、児童扶養手当受給者が令和2年6月分の児童扶養手当の支給に当たって指定していた口座を解約等しており、かつ、基本給付の支給に支障が生じるおそれがある場合に限り、第2号に掲げる支給方式を、児童扶養手当受給者が金融機関に口座を開設</p>

改正後	改正前
<p>口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り、第3号に掲げる支給方式を行うものとする。</p> <p>(1) <u>給付金支給口座振込方式</u> 前条第3項の支給決定時点において市が把握する児童扶養手当又は給付金振込時における指定口座に振り込む方式</p> <p>(2) <u>指定口座振込方式</u> 児童扶養手当受給者が前号の指定口座の変更を届け出て、市が当該届出をした指定口座に振り込む方式</p> <p>(3) <u>窓口交付方式</u> 児童扶養手当受給者が第1号の口座の解約等を届け出て、市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式</p> <p>(公的年金給付等受給者及び家計急変者に対する基本給付に係る申請受付開始日及び申請期限)</p> <p>第6条 公的年金給付等受給者及び家計急変者に対して支給する基本給付(基本給付(再支給分)を除く。以下同じ。)に係る市の申請受付開始日は、次条第2項各号に掲げる申請方式ごとに市長が別に定める日とする。</p> <p>2 略</p> <p>(公的年金給付等受給者及び家計急変者に対する基本給付に係る申請及び支給の方式)</p> <p>第7条 略</p> <p><u>(公的年金給付等受給者及び家計急変者に対する基本給付(再支給分)の支給の申込み等)</u></p> <p>第7条の2 市は、基本給付の支給を受けている又は申請している公的年金給付等受給者及び家計急変者に対し、基本給付(再支給分)の支給の申込みを行うものとする。</p> <p>2 <u>公的年金給付等受給者及び家計急変者は、前項の申込みを受けた際、基本給付(再支給分)の受給の拒否を届け出ることができる。</u></p> <p>3 <u>市長は、第1項の支給の申込み後、速やかに支給を決定し、当該公的年金給付等受給者及び家計急変者に対し、基本給付(再支給分)を支給するものとする。ただし、前項の届出があったときは、この限りでない。</u></p> <p><u>(公的年金給付等受給者及び家計急変者に対する基本給付(再支給分)の支給の方式)</u></p>	<p>していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り、第3号に掲げる支給方式を行うものとする。</p> <p>(1) <u>児童扶養手当口座振込方式</u> 前条第3項の支給決定時点において市が把握する児童扶養手当振込時における指定口座に振り込む方式</p> <p>(2) <u>指定口座振込方式</u> 児童扶養手当受給者が前条第3項の支給決定前までに前号の指定口座の変更を届け出て、市が当該届出をした指定口座に振り込む方式</p> <p>(3) <u>窓口現金受領方式</u> 児童扶養手当受給者が前条第3項の支給決定前までに第1号の口座の解約等を届け出て、市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式</p> <p>(公的年金給付等受給者及び家計急変者に対する基本給付に係る申請受付開始日及び申請期限)</p> <p>第6条 公的年金給付等受給者及び家計急変者に対して支給する基本給付に係る市の申請受付開始日は、次条第2項各号に掲げる申請方式ごとに市長が別に定める日とする。</p> <p>2 略</p> <p>(公的年金給付等受給者及び家計急変者に対する基本給付に係る申請及び支給の方式)</p> <p>第7条 略</p>

改正後	改正前
<p><u>第7条の3 公的年金給付等受給者及び家計急変者に対する市による基本給付（再支給分）の支給は、第1号に掲げる方式により行うものとする。ただし、公的年金給付等受給者及び家計急変者が基本給付の支給に当たって指定していた口座を解約等しており、かつ、基本給付（再支給分）の支給に支障が生じるおそれがある場合に限り、第2号に掲げる支給方式を、公的年金給付等受給者及び家計急変者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り、第3号に掲げる支給方式を行うものとする。</u></p> <p><u>(1) 給付金支給口座振込方式 給付金振込時における指定口座に振り込む方式</u></p> <p><u>(2) 指定口座振込方式 公的年金給付等受給者及び家計急変者が前号の指定口座の変更を届け出て、市が当該届出をした指定口座に振り込む方式</u></p> <p><u>(3) 窓口交付方式 公的年金給付等受給者及び家計急変者が第1号の口座の解約等を届け出て、市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式</u></p> <p>(基本給付申請者及び追加給付申請者に対する支給の決定)</p> <p>第11条 市長は、第7条第1項又は第9条第1項の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該申請者に対し、第7条第2項各号又は第9条第2項各号に掲げる方式により給付金を支給するものとする。</p> <p><u>2 第7条第1項の規定による申請において、基本給付（再支給分）の申請を併せて行った者に対して支給する前項の給付金は、基本給付（再支給分）の額を合算した額とする。</u></p> <p>(申請が行われなかった場合等の取扱い)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 市長が第4条第3項及び第7条の2第3項の規定による支給決定を行った後、市が把握する令和2年6月分の児童扶養手当又は給付金振込時における指定口座（支給前までに指定口座の変更を届け出ている場合は、当該届出をした指定口座）に給付金として支給を行う手続を行ったにもかかわらず</p>	<p>(基本給付申請者及び追加給付申請者に対する支給の決定)</p> <p>第11条 市長は、第7条第1項又は第9条第1項の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該申請者に対し、第7条第2項各号又は第9条第2項各号に掲げる方式により給付金を支給する。</p> <p>(申請が行われなかった場合等の取扱い)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 市長が第4条第3項の規定による支給決定を行った後、市が把握する令和2年6月分の児童扶養手当振込時における指定口座（支給前までに指定口座の変更を届け出ている場合は、当該届出をした指定口座）に給付金として支給を行う手続を行ったにもかかわらず、口座解約、変更等により令</p>

改 正 後	改 正 前
<p>ならず、口座解約、変更等により令和3年3月31日までに指定口座への振込ができない場合は、本件契約は解除される。</p> <p>3 市長が第11条第1項の規定による支給決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われないことその他支給対象者の責に帰すべき事由により令和3年3月31日までに支給が完了できない場合は、当該申請は取り下げられたものとみなす。</p>	<p>和2年12月28日までに指定口座への振込ができない場合は、本件契約は解除される。</p> <p>3 市長が第11条の規定による支給決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われないことその他支給対象者の責に帰すべき事由により令和3年3月31日までに支給が完了できない場合は、当該申請は取り下げられたものとみなす。</p>

附 則

この告示は、公布の日から施行する。